中標津町森林整備計画（案）

新旧対照表

令和４年１月

中標津町

| **新計画案** | **現行計画** | **備考** |
| --- | --- | --- |
| 目　　　　　　次  **Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な**  **事項・**・・・・・・・・１  　　　　１　森林整備の現状と課題  　　　　２　森林整備の基本方針    　　　　３　森林施業の合理化に関する基本方  **Ⅱ　森林の整備に関する事項**  **第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を　除く）**・・・・・・・・・　７  　　　　１　樹種別の立木の標準伐期齢  ２　森林の立木竹の伐採に関する事項  　　　　３　その他必要な事項  **第２　造林に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・１０  　　　　１　人工造林に関する事項  　　　　２　天然更新に関する事項  　　　　３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項  　　　　４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準  　　　　５　その他必要な事項  **第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的　な方法その他間伐及び保育の基準**・・・・・・　１６  　　　　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法  　　　　２　保育の種類別の標準的な方法    　　　　３　その他必要な事項  **第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・１８  　　　　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法  　　　　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法  　　　　３　その他必要な事項  **第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関　する事項**・・・・・・・２２  １　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針  ２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  ３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項  ４　森林経営管理制度の活用に関する事項  ５　その他必要な事項  **第６　森林施業の共同化の促進に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  ２３  １　森林施業の共同化の促進に関する方針  ２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策  ３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  　　４　その他必要な事項  **第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**・・・・・・２４  　　　　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項  　　　　２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項  　　　　３　作業路網の整備に関する事項  　　　　４　その他必要な事項    **第８　その他森林整備の方法に関し必要な事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・  ２７  １　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項  ２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  ３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項  ４　その他必要な事項  **Ⅲ　森林の保護に関する事項**  **第１　鳥獣害の防止に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  　　　３０  １　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法  　２　その他必要な事項  **第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・**・３１  　　　　１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法  　　　　２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）  　　　　３　林野火災の予防の方法  　　　　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項  　　　　５　その他必要な事項  **Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３  １　保健機能森林の区域  　２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項  ３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項  　４　その他必要な事項  **Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項**・・・・・・・・３４  １　森林経営計画の作成に関する事項  ２　森林の整備を通じた地域振興に関する事項  ３　森林の総合利用の推進に関する事項  ４　住民参加による森林の整備に関する事項  ５　その他必要な事項  別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域  別表２　公益的機能別施業森林における森林施業の方法  別表３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域  別表４　鳥獣害防止森林区域  別表５　森林法施行規則第３３条第１項ロの規定に基づく区域  **Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事**  **項**  **１　森林整備の現状と課題**  本町の総面積は、６８，４８７ｈａであり、森林面積は３３，０３６ｈａで、総面積の４８％を占めています。  本町の森林は、平成１３年に北海道遺産の選定を受けた根釧台地の格子状防風林を形成する防風林を中心に、林業生産活動を積極的に実施すべき人工林帯、広葉樹が林立する天然林帯等の多様性に富んだ林分構成になっており、地域住民の生活や酪農を中心とした農業及びその他産業に密着しています。このことから、地域社会・経済の健全な発展と安全で潤いのある居住環境の保全・形成等を図るため、森林の整備を計画的に進めることが重要です。所管別の森林面積は、国有林２５，４８４ｈａ（７７％）、民有林７，５５２ｈａ（２３％）となっており、民有林のうち、カラマツ、アカエゾマツを主体とした人工林は３，５７５ｈａで、人工林率は４７％であり、齢級構成でみると５０年生以上の林分が多くを占めています。このことから、伐期を迎えた林分の計画的かつ適確な伐採・再造林を図るとともに、伐採跡地及び無立木地の発生防止及び解消についても取り組み、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ、森林資源の循環利用を推進することが必要です。  こうした森林整備を計画的に行い、中標津町総合発展計画の目標達成に向け「空とみどりが人をつないでいくまち・中標津」における「産業の力みなぎるまちづくり」を目指し、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森林づくりをすすめます。  【内訳】  ※　令和２年度確定版森林調査簿から算出  **２　森林整備の基本方針**  森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。  その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加などの自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。  また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林ＧＩＳの効果的な活用を図るものとします。  このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図るための森林整備をすべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源養機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源養林」、山地災害の防備や土壌保全機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。  さらに、「水源養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林に対し「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。  この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。  また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。  なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。  【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】  公益的機能別施業森林   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 発揮を期待する機能 | 森林の区域 | | | 望ましい森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 | | 水源涵養機能 | 水源涵養林 | | | （略） | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業や保全を推進します。 | |  | 水資源保全  ゾーン | | （略） | （略） | | 山地災害防止機能／土壌保全機能 | 山地災害防止林 | | | （略） | （略） | | 快適環境形成機能 | 生活環境保全林 | | | （略） | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。 | | 保健・レクリエーション機能  文化機能  生物多様性保全機能 | 保健・文化機能等維持林 | | | （略） | 保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進します。  　また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進します。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進します。 | |  | 生物多様性ゾーン | 水辺林タイプ | （略） | （略） | | 保護地域タイプ | 貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | （略） | | 公益的機能別施業森林以外の森林 | | | | | | | 重視すべき機能 | 森林の区域 | | | 望ましい森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 | | 木材等  生産機能 | 木材等生産林 | | | （略） | 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。 | |  | 特に効率的な施業が可能な森林 | | 特に材木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。 | 特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。 |   **（１）　地域の目指すべき森林資源の姿**  ア～イ　（略）  ウ　森林公園並びに正美公園は、町内の代表的な森林体験施設として広く認知されており、町民の憩いの拠点となっています。原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、身近な自然とのふれあいの場として維持保全していくため、広葉樹を主体とした多様な樹種と異なった林齢構成により、保健・文化機能を発揮可能な森林の整備を推進します。  エ　（略）  **（２）　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策**  （略）  **３　森林施業の合理化に関する基本方針**  （略）  **Ⅱ　森林の整備に関する事項**  **第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）**  **１　樹種別の立木の標準伐期齢**  （中略）  なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期及び保安林等の伐採規制に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。  **２　森林の立木竹の伐採に関する事項**  　（略）  **（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法**  次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めます。  ア　立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。  （ア）　皆伐  皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。  皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図るものとします。  また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として２０ｈａを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとします。  伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。  なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採するものとします。  （イ）　択伐  　択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）とします。  なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。  イ　主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。  また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。  伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。  ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うものとします。  　　エ（略）  オ　効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。  伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね３０～４０％を目安とします。  カ　天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね４０％以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。  **３　その他必要な事項**  ア　木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集約化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。  イ　山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林にあっては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進します。  ウ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置するものとします。  　　エ～キ（略）  ク 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。  　　特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、必要に応じて専門家に調査の同行を依頼するなどその営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うものとします。  ケ　集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は林業作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積み込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。  **第２　造林に関する事項**  Ⅰの２の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林することとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択することとします。  **１　人工造林に関する事項**  人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。  **（１）　人工造林の対象樹種**  次のとおり、人工造林の対象樹種を示します。  ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、次表により人工造林の対象樹種を選定するものとして定めます。  　　なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。  　　イ～ウ（略）  　【人工造林の対象樹種】（略）  **（２）　人工造林の標準的な方法**  次のとおり、造林の標準的な方法を示します。  ア　育成単層林を導入または維持する森林  　　（ア）～（ウ）（略）  　【植栽時期】（略）  （エ）植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減を積極的に検討するものとします。  特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。  また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。  【植栽本数】（略）  （オ）効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。  （カ）コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第２の１の（２）ア（ウ）の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めるものとします。  イ（略）  **（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間**  植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。  皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。  択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。  なお、天然更新による場合は２の（３）によるものとします。  **２　天然更新に関する事項**  天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。  **（１）～（３）**（略）  **３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項**  **（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準**  主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図るものとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、別表３のとおり定めます。  ア　気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林  イ　早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林  ウ　水源養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林  なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲１００ｍ以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。  また、次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。  ア　保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林  イ　保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林  ウ　公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林  エ　湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林  オ　ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林  （２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について、別表３のとおり定めます。なお、別表の森林において、主伐を行う場合は、伐採跡地の更新すべき期間内に人工造林を行う必要があります。  **４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準**  森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。  **（１）造林の対象樹種**  ア　人工造林の場合  第２の１の(１)による  イ　天然更新の場合  第２の２の(１)による  **（２）**（略）  **５　その他必要な事項**（略）  **第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準**  **１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法**  　（１）間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）して立木間の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。  特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとします。  なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 樹種 | 施業方法 | 間伐の時期（林齢） | | | | | 選木方法等 | | 初回 | ２回 | ３回 | ４回 | 5回 | | カラマツ  【グイマツとの交配種を含む】  （一般材） | 植栽本数：2,000本/ha  仕立て方法：中庸仕立て  主伐時の設定：450本/ha | 26 | 36 | 48 | ― | ― | 選木方法：定性及び定量 | | 間伐率（材積率）：20～3５％ | | 間伐間隔年数 | | 標準伐期齢未満：10年 | | 標準伐期齢以上：12年 | | 【防風林施業】  植栽本数：2,500本/ha  仕立て方法：中庸仕立て  主伐時の設定：470本/ha | 18 | 24 | 30 |  |  | 選木方法：定性及び定量 | | 間伐率（材積率）：3５％ | | 間伐間隔年数 | | 標準伐期齢未満： 6年 | |  | | トドマツ  （一般材） | 植栽本数：２,000本/ha  仕立て方法：中庸仕立て  主伐時の設定：500本/ha | 24 | 32 | 40 |  |  | 選木方法：定性及び定量 | | 間伐率（材積率）：20～3５％ | | 間伐間隔年数 | | 標準伐期齢未満：8年 | |  | | アカエゾマツ  （一般材） | 植栽本数：2,000本/ha  仕立て方法：中庸仕立て  主伐時の設定：400本/ha | 23 | 29 | 37 | 47 | 60 | 選木方法：定性及び定量 | | 間伐率（材積率）：20～3５％ | | 間伐間隔年数 | | 標準伐期齢未満：9年 | |  |   （注１）カラマツについては、「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」、「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考にした。また、防風林施業は「防風林維持管理マニュアル（根室振興局森林室　平成27年度発行）」を参考とした。  （注２）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なる事に留意すること。  **２　保育の種類別の標準的な方法**  （１）下刈り  下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。  （２）除伐  除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に除去するものとします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成するものとします。  （３）つる切り  つる切りは、育成の対象となる樹木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。  （４）（略）  【下刈】（略）  【除伐】（略）  注）カラマツにはグイマツとの交配種を含む。  　　①：下刈り１回　　②：下刈り２回　　△：つる切り、除伐  **３　その他必要な事項**  **（１）その他間伐及び保育に関する事項**  （略）  ア　間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。  イ　間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。  **第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**  **１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方**  **法**  （略）  **２ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法**  **（１）区域の設定**  林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。また、このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を別表1のとおり定めます。  なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。  **（２）施業の方法**  木材等生産林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化・長期化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については次表を目安として定めるものとします。  また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林施業を推進します。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林は、原則として植栽による更新を行うこととします。  【生産目標に対する主伐時期】　（略）  **【区域の設定の基準及び施業方法に関する指針】**   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 森林の区域 | | 区域の設定の基準 | 施業の方法に関する指針 | | 木材等生産林 | | 林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。 | 木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 | |  | 特に効率的な施業が可能な森林 | 上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。 | 上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。 |   **３　その他必要な事項**  （略）  **（１）水資源保全ゾーン**  ア　区域の設定  水源養林のうち、属地的に水源養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。  特に北海道水資源の保全に関する条例（平成２４年北海道条例第９号）第１７条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表１のとおり定めます。  イ　（略）  **（２）～（３）**（略）  **第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**  **１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**  本町における一般民有林の森林所有者は、５ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の７３％、面積の１６％を占めています。また、本町の一般民有林のうち、４７％は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、中標津町森林組合及びその他民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の推進により、森林経営の規模拡大を促進するものとします。  **２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**  委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報等の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。  **３　森林経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**  森林の施業又は受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとします。  なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（５カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。  **４～５**（略）  **第６　森林施業の共同化の促進に関する事項**  **１　森林施業の共同化の促進に関する方針**  民有林面積の所有形態別にみると町有林３，６９４ｈａ（４９％）、私有林３，８５８ｈａ（５１％）となっています。特に私有林についてみると、森林所有者数８５９人で個人所有者が７９９人であり、うち農家所有者数が５５％、面積の４６％を占めています。また、私有林面積の１２％に当たる４８０ｈａが不在町者であります。  今後は、普及啓発活動の促進、森林組合の事業の拡充を図り、森林の適性かつ効率的な整備を推進するため、森林経営計画の樹立面積の拡大に努め施業の共同化を図るものとします。  また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。  **２**（略）  **３　共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項**  **（１）森林施業共同化重点的実施地区の設定計画**  特に重点地区は設定しませんが、積極的に推進します。  **（２）共同で森林経営計画を作成する際の留意事項**  森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することに努めるものとします。  ア　共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。  イ　共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にしておくこと。  ウ　共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、ほかの共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。  **４**（略）  **第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**  **１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項**  **（１）路網密度の水準及び作業システム**  効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。  なお、次の表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。  単位　路網密度：m／ha   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 作業システム | 路網 | 密度 | | 基幹路網 | | 緩傾斜地（ 0°～ １５°） | （注１）  車両系作業システム | １１０以上 | ３５以上 | | 中傾斜地（１５°～ ３0°） | 車両系作業システム | ８５以上 | ２５以上 | | 急傾斜地（３0°～　） | （注2）  架線系作業システム | （注3）  ２０＜１５＞以上 | （注3）  ２０＜１５＞以上 |   （注１）～（注２）（略）  　　（注３）『急傾斜地』の＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。  **（２）**（本文略）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 傾斜区分 | 伐倒 | 集材《木寄せ》 | 造材 | 巻立て | | 緩傾斜地  (0°  ～１５°) | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | （略） | | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | （略） | | （略） | フォワーダ【短幹集材】 | （略） | （略） | | 中傾斜地  (１５°  ～３0°) | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | （略） | | 急傾斜地  (３0°～) | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | （略） |   ※（　）は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。  　　※【　】は、集材方法。  　　※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある  **２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項**  　該当なし  **３　作業路網の整備に関する事項**  **（１）基幹路網に関する事項**  ア　基幹路網の作設に係る留意点  安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針の制定について（平成２２年９月４日付け２２林整整第６０２号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森林第１２８０号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。  イ　基幹路網の整備計画  基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。  基幹路網は、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 開設／拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長及び  箇所数 | 利用区域面積 | 前半５カ年の計画箇所 | 対図  番号 | 備考 | | 開設 | 自動車道 | 林業専用道 | 開陽 | 北開陽  １号支線 | 1ヶ所 |  |  | － |  | | 開設 | 自動車道 | 林業専業道 | 開陽 | 北開陽  ２号支線 | 1ヶ所 |  |  | － |  | | 開設 | 自動車道 | 林業専用道 | 計根別 | 計根別線 | 1ヶ所 |  |  | － |  | |  |  |  |  | 計 | ３ヶ所 |  |  |  |  | | 拡張 | 計画なし | | | | | | |  |  |   ウ　基幹路網の維持管理に関する事項  　　　　「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け１３林整整第８８５号林野庁長官通知）、「民有林林地台帳について」（平成８年５月１６日付け８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、路網（施設）管理者が台帳を作成して適切に管理を行うものとします。  **（２）細部路網の整備に関する事項**  　　ア　細部路網の作設に関する留意点  　　　　継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成２３年３月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。  　　イ　細部路網の維持管理に関する事項  　　　　道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとします。  **４　その他必要な事項**  該当なし  **第８　その他森林整備の方法に関し必要な事項**  **１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項**  **（１）　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**（略）  **（２）　林業従事者及び林業後継者の育成方策**  　　ア　林業従事者の育成  本町林業労働の就労状態は、林業事業体の経営基盤が脆弱であることや、林業における作業の季節的制約が大きいため、専業的な労働力の占めるウエイトは低い状態であります。  このような林業従事者の養成確保と福祉の向上を図るため、林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、社会保険等の加入促進のほか、育成のため各種研修会への参加促進に努めます。  また、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）との連携や、インターンシップ等の受入に対する支援を通じて、将来の林業を担う人材の育成確保に努めます。  　　イ　林業後継者の育成　（略）  **（３）**（略）  **２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項**  **（１）　林業機械化の促進方向**  今後の林業の活性化を図っていくため機械化、省力化を進め林業労働安全衛生面の向上、労働強度の軽減を図り、低コスト化林業の改善を進めることとします。  高性能林業機械の導入を推進するにあたっては、地域における地形、資源、作業量及び林業労働の動向等を踏まえ、森林組合及び各種事業体を中心に、効果的、効率的な導入に努め、高性能林業機械に対応できるオペレーターの養成に努めます。  **（２）　作業システムの高度化に資する林業機械の導入目標と促進方策**  高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。  ア　林業事業体によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入  イ　枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進  ウ　高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進  エ　ＩＣＴ等の先端技術を幅広く活用したスマート林業の展開  **３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項**  地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取り組みが重要です。  本町における製材、チップ工場は５工場存在し、現在の生産される木材は、中小径が中心であるとともに、そのほとんどがパルプ、チップ等に消費されています。  木材の有効活用に努めるためには、木材の高度利用の観点から小径木の付加価値を高めていく必要があり、加工場の改善及び加工技術を高め、加工コストの軽減をするとともに、付加価値の増大を図るものとします。  一方、木材流通は、個別分散的取引が大部分で市場性が乏しいため、地域企業体が連携し、木材流通の効率化、流通コストの低減等に努めます。また、特用林産物については、需要動向に対する情報収集を図り、林産市場への安定的供給を促進します。  さらに、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取り組み、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。  **４　その他必要な事項**（略）  **Ⅲ　森林の保護に関する事項**  **第１　鳥獣害の防止に関する事項**  **１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法**  　エゾシカによる森林被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。  **(１)**（略）  **(２)鳥獣害の防止の方法**  森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせで推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。  なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、中標津町鳥獣被害防止計画）  　特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又は、そのおそれがある森林については、森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めるものとします。  ア～イ（略）  **２**（略）  **第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**  （略）  **Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項**  森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとします。  なお、次の森林については、保健機能の増進を図るための森林の区域に含めないものとします。  　　ア　原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林  　　イ　森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林  　　ウ　既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林  **１～４**（略）  **Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項**  **１　森林経営計画の作成に関する事項**  森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。  **（１）森林経営計画の記載内容に関する事項**  森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。  ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽  イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法  ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  エ　Ⅲの森林の保護に関する事項  **（２）森林法施行規則第３３条第１項口の規定に基づく区域**  　　区域計画については、別表５のとおり定めます。  **２～３**（略）  **４　住民参加による森林の整備に関する事項**  森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応え、森林の持つ多面的機能を発揮していくため、多様な森林整備が必要です。  また、森林と関わりを持った体験活動への期待も高まっており、森林所有者等の理解や協力を得て、住民参加型の森林整備が重要です。このため、教育、保健等の分野とも連携を図り、植樹活動への積極的な参加や、体験教室や森林環境教育等の森林利用を推進するものとします。  将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」をすすめるものとします。  主な取り組み  ア　住民参加による植樹活動の推進（町植樹祭など）  イ　住民参加による下刈活動の推進（パートナーシップ、ボランティア活動）  ウ　小中学生、あるいは親子等を対象とした「林業体験教室」の推進（教育活動）  エ　遊歩道等の整備を行い、生活環境林を利用した森林浴や森林環境教育の推進（教育保健活動）  **５　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項**  計画期間内における市町村経営管理事業計画  該当なし    ６**その他必要な事項**  **（１）　（略）**  **（２）　法令により施業について制限を受けている森林の施業方法**  該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うものとします。  ア　保安林及び保安施設地区の区域内の森林  保安林及び保安施設地区の施業方法は、個々に定められた指定施業要件に基づき行うものします。なお、一般的な留意事項は次のとおりです。  （ア）　主伐の方法  a　伐採できる立木は、中標津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。  b　伐採方法は、次の３区分とします。  （ａ）　伐採方法の指定無し（皆伐を含む）  （ｂ）　択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）  （ｃ）　禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）  （イ）　伐採の限度  a　皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とします。  b　一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。  （ａ）　水源養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、２０ヘクタール以下とします。  （ｂ）　土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、１０ヘクタール以下とします。  （ｃ）　その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、２０ヘクタール以下とします。  c　防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅２０メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。  d　択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。  初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。  また、２回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が１０分の３を超えるときは１０分の３（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には１０分の４）とします。  （ウ）　特　例  a　伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。  b　伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。  ｃ　特例の有効期限は、当該特例の指定日から１０年を超えないものとします。  （エ）　間伐の方法及び限度  a　間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とします。  b　間伐の限度は、該当森林の立木材積の１００分の３５を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。  （オ）　植栽の方法及び期間  a　伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。  b　植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内に行わなければなりません。  **（３）～（５）**（略）  別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域  【一般民有林】  １　共通のゾーニング   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | | 森林の区域 | | 面積（ha） | | 林班 | 小班 | | 水源養林 | | 1 | （略） | 1656.32ha | | 2 | （略） | | 3 | （略） | | 4 | （略） | | 5 | （略） | | 6 | （略） | | 7 | （略） | | 8 | （略） | | 9 | （略） | | 10 | （略） | | 13 | （略） | | 16 | （略） | | 19 | （略） | | 20 | （略） | | 21 | （略） | | 22 | （略） | | 23 | 1～10・12～14・19～21・23・26・62・72・73を除く | | 24 | （略） | | 25 | （略） | | 34 | （略） | | 35 | （略） | | 42 | （略） | | 47 | （略） | | 56 | （略） | | 58 | （略） | | 62 | （略） | | 63 | （略） | | 64 | （略） | | 65 | （略） | | 66 | 15～25・33・315 | | 67 | （略） | | 68 | （略） | | 69 | （略） | | 70 | （略） | | 76 | （略） | | 77 | （略） | | 80 | 10～12・14～17・21～25・27～33・36・38～48・50・54・55・57～63・67～69・71～79・81～83・86・90・91・109・111・112・115・121・122・125・132・135～138・172・210～215・231・235・273・275・276・336・354を除く | | 87 | （略） | | 88 | 1・3・4・7・10～13・15・17・18・38・40・42・44・72～78・81～84・94・99・103・108・115・126・132・134・145・146・148・151・152・162 | | 92 | （略） | | 95 | （略） | | 97 | （略） | | 99 | 1～4・6～8・11～13・15～22・26～29・33～36・50～59・61～63・66・87・96～109・112・116・117・129～136・153～155・157～160・165～168・170・172～178・181～184・186・189～193・196・197・201～208・210～216 | | 106 | （略） | | 107 | 3・39・50・51・68・70～93・95・103～111を除く | | 108 | （略） | | 109 | （略） | | 110 | （略） | | 111 | （略） | | 112 | （略） | | 116 | 2・20・25・26・56・66・77・78・80・82・85～87・90～101・104・105・107・111～114・136・139～151・157～160・162～164・170～172・174・175・180 | | 117 | （略） | | 水源涵養林  （生活環境保全林） | | 5 | （略） | 820.58ha | | 6 | （略） | | 8 | （略） | | 10 | 31・37～54・56 | | 19 | 12・13・19・33・35～46・53・67 | | 20 | （略） | | 63 | 3～5・10～33・35～39・41～46・48～51・55・56・58・59・62～68・70・71・332 | | 65 | 2～5 | | 66 | 2・3・5～14・26・27・30・31・49・55・61・68・69・71～73・76・77・79～83・85～112・121～123・135・142～144・152・159・166～168・200～204・206～211・214・302～304・312～314 | | 67 | （略） | | 68 | （略） | | 76 | （略） | | 80 | （略） | | 88 | （略） | | 99 | （略） | | 107 | （略） | | 108 | （略） | | 116 | 2・20・25・26・50・56・66・77・78・80・82・85～87・90～101・104・105・107・111～114・135・136・139～151・157～160・162～164・170～172・174・175・179・180を除く | | 117 | 29～35・333 | | 山地災害防止林 | | 9 | （略） | 538.47ha | | 19 | （略） | | 20 | （略） | | 21 | （略） | | 23 | （略） | | 24 | （略） | | 28 | （略） | | 29 | （略） | | 33 | （略） | | 34 | （略） | | 35 | （略） | | 40 | （略） | | 41 | （略） | | 42 | （略） | | 43 | （略） | | 45 | （略） | | 47 | （略） | | 56 | （略） | | 57 | （略） | | 58 | （略） | | 59 | （略） | | 60 | （略） | | 62 | （略） | | 65 | （略） | | 68 | （略） | | 69 | （略） | | 71 | （略） | | 72 | （略） | | 73 | （略） | | 74 | （略） | | 75 | （略） | | 76 | （略） | | 78 | （略） | | 88 | （略） | | 91 | （略） | | 108 | （略） | | 117 | （略） | | 生活環境保全林 | | 単独での区域設定なし  水源涵養林（生活環境保全林）および木材等生産林（生活環境保全林）に記載 | | 1,413.08ha | |  | | 保健・文化機能等維持林 | | 43 | （略） | 140.96ha | | 88 | （略） | | 108 | （略） | | 110 | （略） | | 木材等生産林 | | 9 | 3・5～8・17・19～21・23・26・28～31・34・66・83・85 | 3802.80ha | | 10 | （略） | | 11 | （略） | | 12 | （略） | | 13 | （略） | | 14 | （略） | | 15 | （略） | | 16 | （略） | | 17 | （略） | | 18 | （略） | | 19 | （略） | | 20 | 1～6・8～13・15・17～20・22・23・51 | | 21 | （略） | | 22 | （略） | | 23 | 1～6・8・10・12～14・19～21・23・26・62・72・73 | | 24 | （略） | | 25 | （略） | | 26 | （略） | | 27 | （略） | | 28 | （略） | | 29 | （略） | | 30 | （略） | | 31 | （略） | | 32 | （略） | | 33 | （略） | | 34 | 18・20・21・25・28・31～33・35・37～43・45～49 | | 35 | （略） | | 36 | （略） | | 37 | （略） | | 38 | （略） | | 39 | （略） | | 40 | （略） | | 41 | （略） | | 42 | （略） | | 43 | 2・8～12・14・16～18・22・26～29・32・328 | | 44 | （略） | | 45 | （略） | | 47 | （略） | | 48 | （略） | | 49 | （略） | | 50 | （略） | | 51 | （略） | | 52 | （略） | | 53 | （略） | | 54 | （略） | | 55 | （略） | | 56 | （略） | | 57 | （略） | | 58 | （略） | | 59 | （略） | | 60 | （略） | | 61 | （略） | | 62 | （略） | | 65 | （略） | | 66 | 1・28・29・32・34～48・50・51・54・57～60・63・64・66・67・74・75・78・113・114・118～120・125～134・137・138・140・146・147・153～156・169・212 | | 67 | （略） | | 71 | （略） | | 72 | （略） | | 73 | （略） | | 74 | （略） | | 75 | （略） | | 77 | （略） | | 78 | （略） | | 79 | （略） | | 80 | 6～８・10・14・23～25・28・33・36・40～45・47・48・50・54・55・57～63・67～69・71～79・81～83・90・91・109・111・112・115・122・125・135・136・138・172・210～215・231・235・275・276・336・354 | | 81 | （略） | | 82 | （略） | | 83 | （略） | | 84 | （略） | | 85 | （略） | | 86 | （略） | | 87 | （略） | | 88 | 2・5・6・8・14・16・20～23・27～29・32・33・36・37・39・46～48・51～56・58・60・61・63・66～68・79・80・95・105・106・109・114・119・122・129～131 | | 89 | 1・2・10・82・91～101・104・105・107・109～114・120～122・125・142・146・203～205を除く | | 90 | 6・40・67・68・83～91・385を除く | | 91 | （略） | | 92 | （略） | | 93 | （略） | | 94 | （略） | | 95 | （略） | | 96 | （略） | | 97 | （略） | | 98 | （略） | | 99 | 5・9・10・14・23～25・30～32・37～45・60・64・65・68～72・75・76・78～86・89～91・110・111・113～115・118～126・138・139・142・163・169・171・180・185・188 | | 100 | （略） | | 101 | （略） | | 102 | （略） | | 103 | （略） | | 104 | （略） | | 105 | （略） | | 108 | 3・4・10・12～14・18・21・31 | | 112 | （略） | | 113 | （略） | | 114 | （略） | | 115 | （略） | | 116 | 179 | | 117 | 5・9・12 | |  | 特に効率的な森林施業が可能な森林 | 木材等生産林のうち、「別表３植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に該当する区域 | | 1,779.30ha | | 木材等生産林  （生活環境保全林） | | 9 | 1・33・35～43・45～60・64・65・80・81・86・143 | 592.50ha | | 11 | （略） | | 12 | （略） | | 13 | （略） | | 16 | （略） | | 34 | （略） | | 35 | （略） | | 54 | （略） | | 56 | （略） | | 60 | （略） | | 72 | （略） | | 73 | （略） | | 77 | （略） | | 78 | （略） | | 80 | （略） | | 81 | （略） | | 89 | 1・2・10・82・91～101・104・105・107・109～114・120～122・125・142・146・203～205 | | 90 | 6・40・67・68・83～91・385 | |  | 特に効率的な森林施業が可能な森林 | 木材等生産林（生活環境保全林）のうち、「別表３植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に該当する区域 | | 37.76ha |   ２　上乗せのゾーニング   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | | 森林の区域 | | 面積（ha） | | 林班 | 小班 | | 水資源保全ゾーン | | 80 | 4・21・22・86 | 15.64ha | | 生物多様性ゾーン | |  |  |  | |  | 水辺林タイプ | 108 | 5・6・11・32・39・57・58 | 108.68ha | | 110 | 85～93・100～102 | | 保護地域タイプ |  |  |  |   別表２　公益的機能別施業森林における森林施業の方法   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　分 | 施業の方法 | 森林の区域 | | | | 面積(ha) | 森林経営計画における主な実施基準（参考）（注１） | | 林班 | 小班 | | | | 水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 1 | （略） | | | 2,476.90ha | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上  皆伐面積：20ha以下 | | 2 | （略） | | | | 3 | （略） | | | | 4 | （略） | | | | 5 | （略） | | | | 6 | （略） | | | | 7 | （略） | | | | 8 | （略） | | | | 9 | （略） | | | | 10 | （略） | | | | 13 | （略） | | | | 16 | （略） | | | | 19 | （略） | | | | 20 | （略） | | | | 21 | （略） | | | | 22 | （略） | | | | 23 | （略） | | | | 24 | （略） | | | | 25 | （略） | | | | 34 | （略） | | | | 35 | （略） | | | | 42 | （略） | | | | 47 | （略） | | | | 56 | （略） | | | | 58 | （略） | | | | 62 | （略） | | | | 63 | （略） | | | | 64 | （略） | | | | 65 | （略） | | | | 66 | （略） | | | | 67 | （略） | | | | 68 | （略） | | | | 69 | （略） | | | | 70 | （略） | | | | 76 | （略） | | | | 77 | （略） | | | | 80 | （略） | | | | 87 | （略） | | | | 88 | （略） | | | | 92 | （略） | | | | 95 | （略） | | | | 97 | （略） | | | | 99 | （略） | | | | 106 | （略） | | | | 107 | （略） | | | | 108 | （略） | | | | 109 | （略） | | | | 110 | （略） | | | | 111 | （略） | | | | 112 | （略） | | | | 116 | （略） | | | | 117 | （略） | | | | 伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２） | 80 | （略） | | | 15.64ha | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上  皆伐面積：10ha以下 | | 土地に関する災害の防止の機能、土壌の保全の機能、最適な環境の形成の機能又は保険機能の維持増進を原るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林（注３） |  | （略） | | |  | 主伐林齢：注3の表による  皆伐面積：20ha以下 | | 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | | 9 | （略） | 538.47ha | 主伐林齢：標準伐期齢以上  伐採率：70%以下  その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する | | 19 | （略） | | 20 | （略） | | 21 | （略） | | 23 | （略） | | 24 | （略） | | 28 | （略） | | 29 | （略） | | 33 | （略） | | 34 | （略） | | 35 | （略） | | 40 | （略） | | 41 | （略） | | 42 | （略） | | 43 | （略） | | 45 | （略） | | 47 | （略） | | 56 | （略） | | 57 | （略） | | 58 | （略） | | 59 | （略） | | 60 | （略） | | 62 | （略） | | 65 | （略） | | 68 | （略） | | 69 | （略） | | 71 | （略） | | 72 | （略） | | 73 | （略） | | 74 | （略） | | 75 | （略） | | 76 | （略） | | 78 | （略） | | 88 | （略） | | 91 | （略） | | 108 | （略） | | 117 | （略） | | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | | 108 | （略） | 108.68ha | 主伐林齢：標準伐期齢以上  伐採率：30%以下又は40%以下  その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する | | 110 | （略） | |  |  | | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 |  | 該当なし | | |  | 特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する |   注1～３　（略）  別表３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 森林の区域 | | 面積（ｈａ） | | 林班 | 小班 | | 9 | （略） | 1,951.04ha | | 10 | （略） | | 11 | （略） | | 12 | （略） | | 13 | （略） | | 14 | （略） | | 15 | （略） | | 16 | 2・4～14・18・22・27・29・31・.32・34・35・37～39・41・43・44・53・54・212～216・219 | | 17 | 1・3・9・21・22・24・26・27・34・35・39・42・43・48・200 | | 18 | （略） | | 19 | 6～8・19・20・22～25・32～35・37・38・40～42・51～53・65・66・200・201 | | 20 | 3・5・9・11～13・18・20・27 | | 21 | 12～14・16～18・24～26・34・37・38・44・212・215～219 | | 22 | 1・4・8・9・12・14・18・22・25・28・30～34・40～43・45・48・55・58・60・68・70・201 | | 23 | 1～3・5～7・12～14・19～21・23・25・28・33・34・37・38・44・46・50・69・71～73 | | 24 | （略） | | 26 | （略） | | 27 | 31・34・36・40・42～44・48・51・58・59・63・64 | | 28 | 8・15・17～19・24・25・29・30・33・35・36・52・53 | | 29 | 13・15・20～23・27・28・32・36・37・40・41・50 | | 30 | 2～14・21・23・27・30・201・205・211・213～218 | | 31 | 3・4・6・9・10・12・16・17・20～22・24・41・45～47・49・54・57・58・64・65・67・70～72・74 | | 32 | 1・3・6～11・22～30・32・33・45・57・59・62・64・65・70・71・73・74 | | 33 | 1～4・10・11・15・16・19・20・25・28・45・48・53 | | 34 | （略） | | 35 | 2～4・9～11・27・31・34・37～39・41・43～53・55～58・60～65・67～69・71・73～75・77～80 | | 36 | （略） | | 37 | （略） | | 38 | （略） | | 39 | （略） | | 40 | （略） | | 41 | （略） | | 42 | 4・12 | | 43 | 2・8・9・11・12・14・28・29・32・328 | | 44 | （略） | | 45 | （略） | | 47 | （略） | | 48 | 15・19・20・22～31・33 | | 49 | 2・6・30・35～40・46～49・52・54・56～65 | | 50 | （略） | | 51 | 4・22・33～35・37～39 | | 53 | （略） | | 54 | （略） | | 55 | （略） | | 56 | （略） | | 57 | （略） | | 58 | （略） | | 59 | （略） | | 60 | 4・7・37・54 | | 61 | （略） | | 62 | （略） | | 66 | 28・29・34～48・50・51・54・57・58・63・64・66・67・74・113・125～128・131～134・137・138・146・147・169・212 | | 71 | （略） | | 72 | 2～6・8・10・11・14～16・18・20～23・26・27・30・40・56・60・81・98・101・103～105・123～127・214・381 | | 73 | （略） | | 74 | （略） | | 77 | （略） | | 78 | 2・3・7～9・13・15・41・47・50・74 | | 79 | （略） | | 80 | 21・22・24・25・33・36・40・42～45・50・54・57・68・71～79・81～83・91・111・115・122・125・135・136・172・231・235・276・336・354 | | 81 | （略） | | 82 | 2～6・11・17・18・21・22・26・30・38・39・45・46・50～53・60 | | 83 | （略） | | 84 | （略） | | 85 | 1・2・12・26・43～45・49・56・61・74 | | 86 | 1・9・17・28・37・42・45・63・65・67・75・76・83・91 | | 87 | 2～4・17・20・29・36～38・52・57～59・77・78・89・91 | | 88 | 16・36・37・46・53～56・63・66・67 | | 89 | 3・4・22・24・26・30・45・46・68～70・90・119・127～129・131・134～137・139・160・161・234・235・522・523 | | 90 | （略） | | 91 | 5・9・32・35・47・48・55・332・335・336 | | 92 | 2・5・6・20・24～26・28・29・93・94・97・101・108・134・140・142・143・147・157・159・160・170・176 | | 93 | （略） | | 94 | １～4・8・9・11～14・17・35・42・48・58・61・76・78・84～88・304 | | 95 | 2・4・17・18・20・27・33・35・36・38・39・43・44・46・49・54～59・61・65～68・73・76・80・81・84・85・94・99・105・107～111・117・118・120 | | 96 | 2・14・32・38・42・43・46・51・53・54・64・70・71・74・79・80・87・99・100・370 | | 97 | 1～8・14・24・26・32・35～41・50・63・69・83・88・91・94～96・98・100～102・111 | | 98 | （略） | | 99 | 5・9・10・19・23・24・31・32・34・35・39～44・65・80～82・89・113・115・118～122・124～126・138・139・180・185 | | 100 | 4・25・52・68・70・72・75～77・91・93・109・111・112・114・136・145・146・158・311・312 | | 101 | （略） | | 102 | （略） | | 103 | （略） | | 104 | 7・14・30・34・36～41・43・57・66・68・69・71・75～78・82・85・88・90・103・108・112・114～117・130・131・133・135・139・143・154・157・158・160・168・170・174・177・202～206 | | 108 | 10・12～14・31 | | 112 | 3・11・27・36・47・49・64・67・81・84・90・99・108・112・113・117・119・127～129・133～135・137 | | 113 | 1・2・4・10・22・32～34・38・40・43・53・54・60・63・72～78・80・89・91 | | 114 | 1・4・6・12・13・17・18・25・28・32・34～37・39・43・49・53・55～58・61～63・66・67・70・72～75 | | 115 | （略） |   別表４　鳥獣害防止森林区域   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積（ｈａ） | | 林　班 | | エゾシカ | 全域 | 7,551.63ha |   別表５　森林法施行規則第３３条第１項ロの規定に基づく区域   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区域名 | 林班 | 面積（ｈａ） | | 中標津町東部地区 | 1～30・80～117 | 5,019.47ha | | 中標津町西部地区 | 31～79 | 2,532.16ha | | 目　　　　　　次  **Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な**  **事項・**・・・・・・・・１  　　　　１　森林整備の現状と課題  　　　　２　森林整備の基本方針  　　　　　（１）地域の目指すべき森林資源の姿  （２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策  　　　　３　森林施業の合理化に関する基本方  **Ⅱ　森林の整備に関する事項**  **第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）**・・・・・・・・・　６  　　　　１　樹種別の立木の標準伐期齢  ２　森林の立木竹の伐採に関する事項  （１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法  　　　　３　その他必要な事項  （１）木材等生産林に関する留意事項  （２）その他伐採に関する留意事項  **第２　造林に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・９  　　　　１　人工造林に関する事項  （１）人工造林の対象樹種  （２）人工造林の標準的な方法  （３）伐採跡地の人工造林をすべき期間  　　　　２　天然更新に関する事項  （１）天然更新の対象樹種  （２）天然更新の標準的な方法  （３）伐採跡地の天然更新をすべき期間  　　　　３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  　　　　４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準  （１）造林の対象樹種  （２）生育し得る最大の立木の本数  　　　　５　その他必要な事項  **第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的　な方法その他間伐及び保育の基準**・・・・・・　１５  　　　　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法  　　　　２　保育の種類別の標準的な方法  　　　　　（１）下刈り  　　　　　（２）除伐  　　　　　（３）つる切り  　　　　　（４）鳥獣害防止対策  　　　　３　その他間伐及び保育の基準  　　　　４　その他必要な事項  （１）その他間伐及び保育に関する事項  **第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・１７  　　　　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法  （１）水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）  （２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  　　　　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法  （１）区域の設定  （２）施業の方法  　　　　３　その他必要な事項  （１）水資源保全ゾーン  （２）生物多様化ゾーン（水辺林タイプ）  （３）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）  **第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関　する事項**・・・・・・・２１  １　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針  ２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  ３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項  ４　森林経営管理制度の活用に関する事項  ５　その他必要な事項  **第６　森林施業の共同化の促進に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２  １　森林施業の共同化の促進に関する方針  ２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策  ３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  （１）森林施業共同化重点地区の設定  （２）共同して森林経営計画を作成する際の留意事項  　　４　その他必要な事項  **第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**・・・・・・２３  　　　　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項  （１）路網密度の水準  （２）作業システムに関する基本的な考え方  　　　　２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項  　　　　３　作業路網の整備に関する事項  　　　　 （１）基幹路網に関する事項  　　　　 （２）細部路網に関する事項  　　　　　（３）基幹路網の維持管理に関する事項    **第８　その他森林整備の方法に関し必要な事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・２６  １　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項  ２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  ３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項  ４　その他必要な事項  **Ⅲ　森林の保護に関する事項**  **第１　鳥獣害の防止に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９  １　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法  　 （１）区域の設定  　 （２）鳥獣害の防止の方法  　２　その他必要な事項  **第２　森林病害虫の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**・・・・３０  　　　　１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法  （１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法  （２）その他  　　　　２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）  　　　　３　林野火災の予防の方法  　　　　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項  　　　　５　その他必要な事項  （１）病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  （２）その他  **Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２  １　保健機能森林の区域  　２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項  ３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項  　４　その他必要な事項  **Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項**・・・・・・・・・３３  １　森林経営計画の作成に関する事項  （１）森林経営計画の記載内容に関する事項  （２）森林法施行規則第３３条第１号口の規定に基づく区域  ２　森林の整備を通じた地域振興に関する事項  ３　森林の総合利用の推進に関する事項  ４　住民参加による森林の整備に関する事項  ５　その他必要な事項  （１）特定保安林の整備に関する事項  （２）法令により施業について制限を受けている森林の施業方法  （３）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項  （４）森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項  （５）町有林におけるＪ－クレジット制度の活用に関する事項  別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域  別表２　公益的機能別施業森林における森林施業の方法  別表３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域  別表４　鳥獣害防止森林区域  別表５　森林法施行規則第３３条第１項ロの規定に基づく区域  **Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事**  **項**  **１　森林整備の現状と課題**  本町の総面積は、６８，４８７ｈａであり、森林面積は３３，１６１ｈａで、総面積の４８％を占めています。  本町の森林は、平成１３年に北海道遺産の選定を受けた根釧台地の格子状防風林を形成する防風林を中心に、林業生産活動を積極的に実施すべき人工林帯、広葉樹が林立する天然林帯等の多様性に富んだ林分構成になっており、地域住民の生活や酪農を中心とした農業及びその他産業に密着しています。このことから、地域社会・経済の健全な発展と安全で潤いのある居住環境の保全・形成等を図るため、森林の整備を計画的に進めることが重要です。所管別の森林面積は、国有林２５，５１７ｈａ（７７％）、民有林７，６４４ｈａ（２３％）となっており、民有林のうち、カラマツ、アカエゾマツを主体とした人工林は３，６３４ｈａで、人工林率は４８％であり、齢級構成でみると５０年生以上の林分が多くを占めています。このことから、伐期を迎えた林分の計画的かつ適確な伐採・再造林を図るとともに、伐採跡地及び無立木地の発生防止及び解消についても取り組み、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ、森林資源の循環利用を推進することが必要です。  こうした森林整備を計画的に行い、中標津町総合発展計画の目標達成に向け「空とみどりの交流拠点・中標津」における「力みなぎる産業のまちづくり」を目指し、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森林づくりをすすめます。  【内訳】  ※　平成２９年度確定版森林調査簿から算出  **２　森林整備の基本方針**  森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等にも配慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。  また、これらを踏まえて森林状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林ＧＩＳの効果的な活用を図るものとします。  このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源養機能の維持増進を図る森林について「水源養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。  この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。  また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。  なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備び保全の基本方針は次表のとおりとします。  【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】  公益的機能別施業森林   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 発揮を期待する機能 | 森林の区域 | | | 望ましい森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 | | 水源涵養機能 | 水源涵養林 | | | （略） | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進します。 | |  | 水資源保全  ゾーン | | （略） | （略） | | 山地災害防止機能／土壌保全機能 | 山地災害防止林 | | | （略） | （略） | | 快適環境形成機能 | 生活環境保全林 | | | （略） | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。 | | 保健・レクリエーション機能  文化機能  生物多様性保全機能 | 保健・文化機能等維持林 | | | （略） | 保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進します。  　また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 | |  | 生物多様性ゾーン | 水辺林タイプ | （略） | （略） | | 保護地域タイプ | 原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | （略） | | 公益的機能別施業森林以外の森林 | | | | | | | 重視すべき機能 | 森林の区域 | | | 望ましい森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 | | 木材等  生産機能 | 木材等生産林 | | | （略） | 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。 |   **（１）　地域の目指すべき森林資源の姿**  ア～イ　（略）  ウ　森林公園並びに正美公園は、町内の代表的な森林体験施設として広く認知されており、町民の憩いの拠点となっています。原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として維持保全していくため、広葉樹を主体とした多様な樹種と異なった林齢構成により、保健・文化機能を発揮可能な森林の整備を推進します。  エ　（略）  **（２）　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策**  （略）  **３　森林施業の合理化に関する基本方針**  （略）  **Ⅱ　森林の整備に関する事項**  **第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）**  **１　樹種別の立木の標準伐期齢**  （中略）  なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期及び保安林等の伐採規制に関する指標として定めるものでありますが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。  **２　森林の立木竹の伐採に関する事項**  　（略）  **（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法**  次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めます。  ア　立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によるものとします。  （ア）　皆伐  皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。  皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図るものとします。  また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として２０ｈａを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとします。  伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。  なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採するものとします。  （イ）　択伐  　択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うものとします。  なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とするものとします。  イ　主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。  また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。  ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うものとします。  なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします  　　エ（略）  オ　効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。  伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね３０～５０％を目安とします。  カ　天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね５０％以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。  **３　その他必要な事項**  ア　持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。  イ　適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図るものとします。  なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当っては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた個所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めるものとします。  ウ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとします。  　　エ～キ（略）  ク 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。  　　特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うものとします。  **第２　造林に関する事項**    **１　人工造林に関する事項**  人工造林については、Ⅰの２の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をするものとします。  **（１）　人工造林の対象樹種**  次のとおり、人工造林の対象樹種を示します。  ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、次表により人工造林の対象樹種を選定するものとして定めます。  　　イ～ウ（略）  　【人工造林の対象樹種】（略）  **（２）　人工造林の標準的な方法**  次のとおり、造林の標準的な方法を示します。  ア　育成単層林を導入または維持する森林  　　（ア）～（ウ）（略）  　【植栽時期】（略）  （エ）植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。  特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種Ｆ１等を植栽する場合は、疎仕立てを基本とします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。  また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。  【植栽本数】（略）  （オ）効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。  イ（略）  　　（カ）コンテナ苗の植栽時期については、第２の（２）のアの（ウ）の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めるものとします。  **（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間**  皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。  択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。  なお、天然更新による場合は２の（３）によるものとします。  **２　天然更新に関する事項**  天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うものとします。  **（１）～（３）**（略）  **３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在**  主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図るものとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林のもの区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、別表３のとおり定めます。  ａ　気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林  ｂ　早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林  ｃ　水源養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林  なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案するものとします。  また、次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。  ａ　保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林  ｂ　保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林  ｃ　公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林  ｄ　湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林  ｅ　ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林  なお、別表の森林において、主伐を行う場合は、伐採跡地の更新すべき期間の期間内に人工造林を行う必要があります。  **４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準**  森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。  **（１）造林の対象樹種**  ア　人工造林の場合  １(１)による  イ　天然更新の場合  ２(１)による  **（２）**（略）  **５　その他必要な事項**（略）  **第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準**  **１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法**  　（１）間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉して林木間の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。  特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとします。  なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 樹種 | 施業方法 | 間伐の時期（林齢） | | | | | 選木方法等 | | 初回 | ２回 | ３回 | ４回 | 5回 | | カラマツ  【グイマツとの交配種を含む】  （一般材） | 植栽本数：2,000本/ha  仕立て方法：中庸仕立て  主伐時の設定：450本/ha | 26 | 36 | 48 | ― | ― | 選木方法：定性及び定量 | | 間伐率（材積率）：20～33％ | | 間伐間隔年数 | | 標準伐期齢未満：10年 | | 標準伐期齢以上：12年 | |  | |  | |  | |  | |  | | トドマツ  （一般材） | 植栽本数：２,000本/ha  仕立て方法：中庸仕立て  主伐時の設定：500本/ha | 24 | 32 | 40 |  |  | 選木方法：定性及び定量 | | 間伐率（材積率）：20～33％ | | 間伐間隔年数 | | 標準伐期齢未満：8年 | |  | | アカエゾマツ  （一般材） | 植栽本数：2,000本/ha  仕立て方法：中庸仕立て  主伐時の設定：400本/ha | 23 | 29 | 37 | 47 | 60 | 選木方法：定性及び定量 | | 間伐率（材積率）：20～33％ | | 間伐間隔年数 | | 標準伐期齢未満：9年 | |  |   （注１）カラマツについては、「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」、「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考にした。  （注２）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なる事に留意すること。  **２　保育の種類別の標準的な方法**  （１）下刈り  下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。  （２）除伐  除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に除去するものとします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成するものとします。  （３）つる切り  つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。  （４）（略）  【下刈】（略）  【除伐】（略）  注）カラマツにはグイマツ等を含み、トドマツにはエゾマツ、アカエゾマツを含む。  　　①：下刈り１回　　②：下刈り２回　　△：つる切り、除伐  **３　その他間伐及び保育の基準**  該当なし  **４　その他必要な事項**  **（１）その他間伐及び保育に関する事項**  （略）  ａ　間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。  ｂ　間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。  **第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**  **１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方**  **法**  （略）  **２ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法**  **（１）区域の設定**  林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るの森林を別表１のとおり定めます。  **（２）施業の方法**  木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。  なお、木材等生産林における主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化・長期化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については次表を目安として定めるものとする。  また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林施業を推進します。  【生産目標に対する主伐時期】　（略）  **３　その他必要な事項**  （略）  **（１）水資源保全ゾーン**  ア　区域の設定  水源養林のうち、属地的に水源養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。  特に北海道水資源の保全に関する条例（平成２４年北海道条例第９号）第１７条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表１のとおり定めます。  イ　（略）  **（２）～（３）**（略）  **第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**  **１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**  本町における一般民有林の森林所有者は、５ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の７２％、面積の１６％を占める。また、本町の一般民有林のうち、４８％は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、中標津町森林組合及びその他民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の推進により、森林経営の規模拡大を促進するものとします。  **２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**  委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、本町による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。  併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。  **３　森林経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**  森林の施業又は受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとします。  なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（５カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。  **４～５**（略）  **第６　森林施業の共同化の促進に関する事項**  **１　森林施業の共同化の促進に関する方針**  森林面積の所有形態別にみると町有林３，６８３ｈａ（４８％）、私有林３，９６１ｈａ（５２％）となっています。特に私有林についてみると、森林所有者数８５４人で個人所有者が７８４人であり、うち農家所有者数が５８％、面積の４５％を占めています。また、私有林面積の１０％に当たる３８９ｈａが不在町者であります。  今後は、普及啓発活動の促進、森林組合の事業の拡充を図り、森林の適性かつ効率的な整備を推進するため、森林経営計画の樹立面積の拡大に努め施業の共同化を図るものとします。  **２**（略）  **３　共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項**  **（１）森林施業共同化重点的実施地区の設定計画**  特に重点地区は設定しないが、積極的に推進します。  **（２）共同で森林経営計画を作成する際の留意事項**  森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することに努めるものとします。  ａ　共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。  ｂ　共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にしておくこと。  ｃ　共同施業実施者の一人がａ又はｂにより明確にした事項につき遵守しないことにより、ほかの共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。  **４**（略）  **第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**  **１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項**  **（１）路網密度の水準**  効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。  なお、本表は木材搬出予定個所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない個所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う個所に適用するものではありません。  単位　路網密度：m／ha   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 作業システム | 路網 | 密度 | | 基幹路網 | | 緩傾斜地（ 0°～ １５°） | 車両系作業システム | １００以上 | ３５以上 | | 中傾斜地（１５°～ ３0°） | 車両系作業システム | ７５以上 | ２５以上 | | 急傾斜地（３0°～　） | 架線系作業システム | １５以上 | １５以上 |   （注１）～（注２）（略）  　　（注３）基幹路網とは、林道及び林業専用道のこと。  **（２）**（本文略）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 傾斜区分 | 伐倒 | 集材《木寄せ》 | 造材 | 巻立て | | 緩傾斜地  (0°  ～１５°) | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | （略） | | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | （略） | | （略） | フォワーダ【単幹集材】 | （略） | （略） | | 中傾斜地  (１５°  ～３0°) | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | （略） | | 急傾斜地  (３0°～) | （略） | （略） | （略） | （略） | | （略） | （略） |   ※（　）は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。  　　※【　】は、集材方法。  　　※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある  **２　路網整備と併せて効率的な森林整備を推進する区域に関する事項**  本計画の期間内に基幹路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定めます。  【路網整備等推進区域】   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 路網整備等推進区域名 | 面積 | 開設予定路線 | 開設予定延長 | 対図番号 | 備考 | | 開陽地区 | 360ha | 北開陽線  北開陽１号支線  北開陽２号支線 | ３，３００ｍ  １，０００ｍ  ８００ｍ |  |  |   **３　作業路網の整備に関する事項**  **（１）基幹路網に関する事項**  ア　基幹路網の作設にかかる留意点  安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月４日付け２２林整整第６０２号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森林第１２８０号北海道水産林務部長通知）により作設するものとします。  イ　基幹路網の整備計画  基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。  基幹路網は、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 開設／拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長及び  箇所数 | 利用区域面積 | 前半５カ年の計画箇所 | 対図  番号 | 備考 | | 開設 | 自動車道 | 林道 | 開陽 | 北開陽線 | 3.3km  1ヶ所 | 222ha | 1 | ① |  | | 開設 | 自動車道 | 林業専用道 | 開陽 | 北開陽  １号支線 | 1ヶ所 |  |  | ② |  | | 開設 | 自動車道 | 林業専業道 | 開陽 | 北開陽  ２号支線 | 1ヶ所 |  |  | ③ |  | | 開設 | 自動車道 | 林業専用道 | 南中 | 南中線 | 2.8km  1ヶ所 | 136ha | 1 | ④ |  | | 開設 | 自動車道 | 林業専用道 | 計根別 | 計根別線 | 1ヶ所 |  |  | － |  | |  |  |  |  | 計 | 6.1km  ５ヶ所 |  |  |  |  | | 拡張 | 自動車道（改良） | 林道 | 当幌 | 当幌線 | 1ヶ所 |  |  | － |  | |  |  |  |  | 計 | 1ヶ所 |  |  |  |  |   **（２）細部路網に関する事項**  　　ア　細部路網の作設に関する留意点  　　　　継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易的な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成２３年３月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）に則り作設するものとします。  　　イ　細部路網の維持管理に関する事項  　　　　北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるように適正に管理するものとします。  **（３）　基幹路網の維持管理に関する事項**  　　　「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け林整整第８８５号林野庁長官通知）、「民有林林地台帳について」（平成８年５月１６日８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。  **２　その他必要な事項**  該当なし  **第８　その他森林整備の方法に関し必要な事項**  **１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項**  **（１）　林業に従事する者の養成及び確保に関する方向**（略）  **（２）　林業労働者及び林業後継者の育成方策**  　　①　林業労働者の育成  本町林業労働の就労状態は、林業事業体の経営基盤が脆弱であることや、林業における作業の季節的制約が大きいため、専業的な労働力の占めるウエイトは低い状態であります。  このような林業労働者の養成確保と福祉の向上を図るため、林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、労働者の社会保険等の加入促進のほか、技能労働者の育成のため各種研修会への参加促進に努めます。  　　②　林業後継者の育成　（略）  **（３）**（略）  **２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項**  **（１）　林業機械化の促進方向**  今後林業の活性化を図っていくためには機械化、省力化を進め林業労働安全衛生面の向上、労働強度の軽減を図り、低コスト化林業の改善を進めることとします。  高性能林業機械の導入を推進するにあたっては、地域における地形、資源、作業量及び林業労働の動向等を踏まえ、森林組合及び各種協業体を中心に、効果的、効率的な導入に努め、高性能林業機械に対応できるオペレーターの養成に努めます。  **（２）　高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標と促進方策**  高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。  ①　林業事業体によるハーベスタ等の高性能機械の導入  ②　枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進  ③　高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進    **３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項**  地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。  本町における製材、チップ、工場は６工場存在し、現在の生産される木材は、中小径が中心であるとともに、そのほとんどがパルプ、チップ等に消費されています。  木材の有効活用に努めるためには、木材の高度利用の観点から小径木の付加価値を高めていく必要があり、加工場の改善及び加工技術を高め、加工コストの軽減をするとともに、付加価値の増大を図るものとします。  一方、木材流通は、個別分散的取引が大部分で市性が乏しいため、地域企業体が連携し、木材流通の効率化、流通コストの低減等に努めます。また、特用林産物については、需要動向に対する情報収集を図り、林産市場への安定的供給を促進します。  さらに、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。  **４　その他必要な事項**（略）  **Ⅲ　森林の保護に関する事項**  **第１　鳥獣害の防止に関する事項**  **１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法**  　エゾシカによる森林被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。  **(１)**（略）  **(２)鳥獣害の防止の方法**  森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせで推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。  なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）  　特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又は、そのおそれがある森林については、森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めるものとします。  ア～イ（略）  **２**（略）  **第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**  （略）  **Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項**  森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとします。  なお、次の森林については、保健機能の増進を図るための森林の区域に含めないものとします。  　　ａ　原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林  　　ｂ　森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林  　　ｃ　既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林  **１～４**（略）  **Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項**  **１　森林経営計画の作成に関する事項**  森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。  **（１）森林経営計画の記載内容に関する事項**  森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。  ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽  イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法  ウ　Ⅱの第６の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第７の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  エ　Ⅲの森林の保護に関する事項  **（２）森林法施行規則第３３条第１項口の規定に基づく区域**  　　区域計画については、別表５のとおり定めます。  **２～３**（略）  **４　住民参加による森林の整備に関する事項**  森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応え、森林の持つ多面的機能を発揮していくため、多様な森林整備が必要です。  また、森林と関わりを持った体験活動への期待も高まっており、森林所有者等の理解や協力を得て、住民参加型の森林整備が重要です。このため、教育、保健等の分野とも連携を図り、植樹活動への積極的な参加や、体験教室や森林環境教育等の森林利用を推進するものとします。  将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」をすすめるものとします。  主な取り組み  ①　住民参加による植樹活動の推進（町植樹祭など）  ②　住民参加による下刈活動の推進（パートナーシップ、ボランティア活動）  ③　小中学生、あるいは親子等を対象とした「林業体験教室」の推進（教育活動）  ④　遊歩道等の整備を行い、生活環境林を利用した森林浴や森林環境教育の推進（教育保健活動）  ５**その他必要な事項**  **（１）　（略）**  **（２）　法令により施業について制限を受けている森林の施業方法**  該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うものとします。  ①　保安林及び保安施設地区の区域内の森林  保安林及び保安施設地区の施業方法は、個々に定められた指定施業要件に基づき行うものします。なお、一般的な留意事項は次のとおりです。  （ア）　主伐の方法  ア　伐採できる立木は、中標津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。  イ　伐採方法は、次の３区分とします。  ａ　伐採方法の指定無し（皆伐を含む）  ｂ　択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）  ｃ　禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）  （イ）　伐採の限度  ア　皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とします。  イ　一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。  ａ　水源養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、２０ヘクタール以下とします。  ｂ　土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、１０ヘクタール以下とします。  ｃ　その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、２０ヘクタール以下とします。  ウ　防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅２０メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。  エ　択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。  初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。  また、２回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が１０分の３を超えるときは１０分の３（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には１０分の４）とします。  （ウ）　特　例  ア　伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。  イ　伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。  ウ　特例の有効期限は、当該特例の指定日から１０年を超えないものとします。  （エ）　間伐の方法及び限度  ア　間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とします。  イ　間伐の限度は、該当森林の立木材積の１００分の３５を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。  （オ）　植栽の方法及び期間  ア　伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。  イ　植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内に行わなければなりません。  **（３）～（５）**（略）  別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域  【一般民有林】  １　共通のゾーニング   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 森林の区域 | | 面積（ha） | | 林班 | 小班 | | 水源養林 | 1 | （略） | 1,642.05ha | | 2 | （略） | | 3 | （略） | | 4 | （略） | | 5 | （略） | | 6 | （略） | | 7 | （略） | | 8 | （略） | | 9 | （略） | | 10 | （略） | | 13 | （略） | | 16 | （略） | | 19 | （略） | | 20 | （略） | | 21 | （略） | | 22 | （略） | | 23 | 1～10・12～14・16・18～21・23・26・62・72・73を除く | | 24 | （略） | | 25 | （略） | | 34 | （略） | | 35 | （略） | | 42 | （略） | | 47 | （略） | | 56 | （略） | | 58 | （略） | | 62 | （略） | | 63 | （略） | | 64 | （略） | | 65 | （略） | | 66 | 15～27・49・53・62 | | 67 | （略） | | 68 | （略） | | 69 | （略） | | 70 | （略） | | 76 | （略） | | 77 | （略） | | 80 | 5～12・14～17・23～25・27～33・36・38～50・54・55・57～62・67～69・71～79・81～83・90・91・97・109～112・115・121～123・125・132・135～138・210～215・231・235・273・275～277を除く | | 87 | （略） | | 88 | 1・3・4・7・10～13・15・17・18・38・40・42・44・72～78・81～84・94・99・103・108・115・126・132・134・145・146・148・150～152・162 | | 92 | （略） | | 95 | （略） | | 97 | （略） | | 99 | 1～4・6～8・11～13・15～22・26～29・33～36・50～59・61～63・66・87・96～109・112・116・117・129～136・153～155・157～160・165～168・170・172～178・181～184・186・189～193・196・197・201～208・210・211 | | 106 | （略） | | 107 | 3・50・51・68・70～93・95・103～111を除く | | 108 | （略） | | 109 | （略） | | 110 | （略） | | 111 | （略） | | 112 | （略） | | 116 | 2・20・25・26・50・56・66・77・78・80・82・85～87・90～101・104～107・111～114・136・139～151・157～160・162～164・170～172・174・175・180 | | 117 | （略） | | 水源涵養林  （生活環境保全林） | 5 | （略） | 831.40ha | | 6 | （略） | | 8 | （略） | | 10 | 37～54・56 | | 19 | 12・13・19・35～45・53・67 | | 20 | （略） | | 63 | 3～5・10～33・35～39・41～46・48～51・55・56・58・59・62～68・70・71 | | 65 | 2～5 | | 66 | 2～14・30・31・55・61・68・69・71～73・76・77・79～112・121～123・135・142～144・152・159・166～168・200～204・206～211・214 | | 67 | （略） | | 68 | （略） | | 76 | （略） | | 80 | （略） | | 88 | （略） | | 99 | （略） | | 107 | （略） | | 108 | （略） | | 116 | 2・20・25・26・50・56・66・77・78・80・82・85～87・90～101・104～107・111～114・135・136・139～151・157～160・162～164・170～172・174・175・179・180を除く | | 117 | 29～33 | | 山地災害防止林 | 9 | （略） | 539.03ha | | 19 | （略） | | 20 | （略） | | 21 | （略） | | 23 | （略） | | 24 | （略） | | 28 | （略） | | 29 | （略） | | 33 | （略） | | 34 | （略） | | 35 | （略） | | 40 | （略） | | 41 | （略） | | 42 | （略） | | 43 | （略） | | 45 | （略） | | 47 | （略） | | 56 | （略） | | 57 | （略） | | 58 | （略） | | 59 | （略） | | 60 | （略） | | 62 | （略） | | 65 | （略） | | 68 | （略） | | 69 | （略） | | 71 | （略） | | 72 | （略） | | 73 | （略） | | 74 | （略） | | 75 | （略） | | 76 | （略） | | 78 | （略） | | 88 | （略） | | 91 | （略） | | 108 | （略） | | 117 | （略） | | 生活環境保全林 | 5 | 33 | 1,426.10ha | | 6 | 36・37 | | 8 | 7・18・19・21・22・24・25・27・28 | | 9 | 1・33・35～60・64・65・80・81・86 | | 10 | 37～54・56 | | 11 | 2・24・25 | | 12 | 6・7・42・44～55・60 | | 13 | 2・3・47～60・62・70 | | 16 | 28 | | 19 | 12・13・19・35～45・53・67 | | 20 | 30・32～38・52 | | 34 | 2・7～11 | | 35 | 3・27～35・38～40・42～45・47・53・54・72 | | 54 | 5・13～15を除く | | 56 | 6～9・11・13・14・17・18・48・49・51・53～58・62 | | 60 | 35・36・39～50・53 | | 63 | 3～5・10～33・35～39・41～46・48～51・55・56・58・59・62～68・70・71 | | 65 | 2～5 | | 66 | 2～14・30・31・55・61・68・69・71～73・76・77・79～112・121～123・135・142～144・152・159・166～168・200～204・206～211・214 | | 67 | 2・49～63・76・80 | | 68 | 4・8・9・15・17・18・23～68・73・85・87～94・97・103・105 | | 72 | 13・19・28・76・114～118・128・131・132・211・212 | | 73 | 41～47・49～51 | | 76 | 3・52～54・63～66・100 | | 77 | 8・10～29・50・52・53・55 | | 78 | 26・68～70・78 | | 80 | 5・11・12・15～17・27・29～32・38・39・46・121・132・137・273 | | 81 | 2・3・9・10・14・56～63・74・79～82 | | 88 | 85～87・90～93・102・117・133・140～144・147・149 | | 89 | 1・2・10・81・82・91～101・104・105・107・109～114・120～122・125・142・146・203～205 | | 90 | 6・40・67・68・83～91 | | 99 | 152・156・194・195・200・209 | | 107 | 3・50・51・68・70～93・95・103～111 | | 108 | 1・2・8・9・15・33～38・40～43・45～54・59～61・63 | | 116 | 1・3～19・21～24・27～49・51～55・57～65・67～76・79・81・83・84・89・102・103・108～110・115～119・121～126・128～134・137・152～156・177・178 | | 117 | 29～33 | | 保健・文化機能等維持林 | 43 | （略） | 32.28ha | | 88 | （略） | | 108 | （略） | | 110 | （略） | | 木材等生産林 | 9 | 3・5～8・17・19～21・23・26・28～30・34・66・83・85 | 3,886.80ha | | 10 | （略） | | 11 | （略） | | 12 | （略） | | 13 | （略） | | 14 | （略） | | 15 | （略） | | 16 | （略） | | 17 | （略） | | 18 | （略） | | 19 | （略） | | 20 | 1～6・8～13・15・17～20・22～25・46・51 | | 21 | （略） | | 22 | （略） | | 23 | 1～6・8・10・12～14・16・18～21・23・26・62・72・73 | | 24 | （略） | | 25 | （略） | | 26 | （略） | | 27 | （略） | | 28 | （略） | | 29 | （略） | | 30 | （略） | | 31 | （略） | | 32 | （略） | | 33 | （略） | | 34 | 18・20・21・25・28・31～33・35・37～49 | | 35 | （略） | | 36 | （略） | | 37 | （略） | | 38 | （略） | | 39 | （略） | | 40 | （略） | | 41 | （略） | | 42 | （略） | | 43 | 2・8～12・14・16～18・22・26～29・32 | | 44 | （略） | | 45 | （略） | | 47 | （略） | | 48 | （略） | | 49 | （略） | | 50 | （略） | | 51 | （略） | | 52 | （略） | | 53 | （略） | | 54 | （略） | | 55 | （略） | | 56 | （略） | | 57 | （略） | | 58 | （略） | | 59 | （略） | | 60 | （略） | | 61 | （略） | | 62 | （略） | | 65 | （略） | | 66 | 1・28・29・32・34～45・48・50・51・54・57～60・63・64・66・67・74・75・78・113・114・118～120・125～134・137・138・140・146・147・153～157・169・212 | | 67 | （略） | | 71 | （略） | | 72 | （略） | | 73 | （略） | | 74 | （略） | | 75 | （略） | | 77 | （略） | | 78 | （略） | | 79 | （略） | | 80 | 6～10・14・23～25・28・33・36・40～45・47～50・54・55・57～63・67～69・71～79・81～83・90・91・97・109～112・115・122・123・125・135・136・138・210～215・231・235・275～277 | | 81 | （略） | | 82 | （略） | | 83 | （略） | | 84 | （略） | | 85 | （略） | | 86 | （略） | | 87 | （略） | | 88 | 2・5・6・8・14・16・20～23・27～29・32～37・46～48・51～58・60・61・63～68・79・80・95・105・106・109・112・114・119・121・129～131 | | 89 | 1・2・10・81・82・91～101・104・105・107・109～114・120～122・125・142・146・203～205を除く | | 90 | 6・40・67・68・83～91を除く | | 91 | （略） | | 92 | （略） | | 93 | （略） | | 94 | （略） | | 95 | （略） | | 96 | （略） | | 97 | （略） | | 98 | （略） | | 99 | 5・9・10・14・23～25・30～32・37～45・60・64・65・68～72・75・76・78～86・89～91・110・111・113～115・118～126・138～151・163・169・171・180・185・187・188 | | 100 | （略） | | 101 | （略） | | 102 | （略） | | 103 | （略） | | 104 | （略） | | 105 | （略） | | 108 | 3・4・10・12～14・18・21・23・31 | | 112 | （略） | | 113 | （略） | | 114 | （略） | | 115 | （略） | | 116 | 135・138・179 | | 117 | 5・9・12 | |  | | 木材等生産林  （生活環境保全林） | 9 | 1・33・35～60・64・65・80・81・86 | 594.70ha | | 11 | （略） | | 12 | （略） | | 13 | （略） | | 16 | （略） | | 34 | （略） | | 35 | （略） | | 54 | （略） | | 56 | （略） | | 60 | （略） | | 72 | （略） | | 73 | （略） | | 77 | （略） | | 78 | （略） | | 80 | （略） | | 81 | （略） | | 89 | 1・2・10・81・82・91～101・104・105・107・109～114・120～122・125・142・146・203～205 | | 90 | 6・40・67・68・83～91 | |  |   ２　上乗せのゾーニング   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | | 森林の区域 | | 面積（ha） | | 林班 | 小班 | | 水資源保全ゾーン | | 80 | 4・21・22・86 | 15.64ha | | 生物多様性ゾーン | |  |  |  | |  | 水辺林タイプ | 108 | 5・6・11・32・39・57・58 | 102.52ha | | 110 | 85～93・100～102 | | 保護地域タイプ |  |  |  |   別表２　公益的機能別施業森林における森林施業の方法   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　分 | 施業の方法 | 森林の区域 | | | | 面積(ha) | 森林経営計画における主な実施基準（参考）（注１） | | 林班 | 小班 | | | |  | 伐期の延長を推進すべき森林 | 1 | （略） | | | 2,473.45ha | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上  皆伐面積：20ha以下 | | 2 | （略） | | | | 3 | （略） | | | | 4 | （略） | | | | 5 | （略） | | | | 6 | （略） | | | | 7 | （略） | | | | 8 | （略） | | | | 9 | （略） | | | | 10 | （略） | | | | 13 | （略） | | | | 16 | （略） | | | | 19 | （略） | | | | 20 | （略） | | | | 21 | （略） | | | | 22 | （略） | | | | 23 | （略） | | | | 24 | （略） | | | | 25 | （略） | | | | 34 | （略） | | | | 35 | （略） | | | | 42 | （略） | | | | 47 | （略） | | | | 56 | （略） | | | | 58 | （略） | | | | 62 | （略） | | | | 63 | （略） | | | | 64 | （略） | | | | 65 | （略） | | | | 66 | （略） | | | | 67 | （略） | | | | 68 | （略） | | | | 69 | （略） | | | | 70 | （略） | | | | 76 | （略） | | | | 77 | （略） | | | | 80 | （略） | | | | 87 | （略） | | | | 88 | （略） | | | | 92 | （略） | | | | 95 | （略） | | | | 97 | （略） | | | | 99 | （略） | | | | 106 | （略） | | | | 107 | （略） | | | | 108 | （略） | | | | 109 | （略） | | | | 110 | （略） | | | | 111 | （略） | | | | 112 | （略） | | | | 116 | （略） | | | | 117 | （略） | | | | 伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２） | 80 | （略） | | | 15.64ha | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上  皆伐面積：10ha以下 | | 土地に関する災害の防止の機能、土壌の保全の機能、最適な環境の形成の機能又は保険機能の維持増進を原るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林（注３） |  | （略） | | |  | 主伐林齢：注3の表による  皆伐面積：20ha以下 | | 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | | 9 | （略） | 539.03ha | 主伐林齢：標準伐期齢以上  伐採率：70%以下  その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する | | 19 | （略） | | 20 | （略） | | 21 | （略） | | 23 | （略） | | 24 | （略） | | 28 | （略） | | 29 | （略） | | 33 | （略） | | 34 | （略） | | 35 | （略） | | 40 | （略） | | 41 | （略） | | 42 | （略） | | 43 | （略） | | 45 | （略） | | 47 | （略） | | 56 | （略） | | 57 | （略） | | 58 | （略） | | 59 | （略） | | 60 | （略） | | 62 | （略） | | 65 | （略） | | 68 | （略） | | 69 | （略） | | 71 | （略） | | 72 | （略） | | 73 | （略） | | 74 | （略） | | 75 | （略） | | 76 | （略） | | 78 | （略） | | 88 | （略） | | 91 | （略） | | 108 | （略） | | 117 | （略） | | 43 | 1・3～7 | | 88 | 9・24～26・30・31・49・50・69・100・110・137・164・165 | | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | | 108 | （略） | 102.52ha | 主伐林齢：標準伐期齢以上  伐採率：30%以下又は40%以下  その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する | | 110 | （略） | |  |  | | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 |  | 該当なし | | |  | 特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する |   注1～３　（略）  別表３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 森林の区域 | | 面積（ｈａ） | | 林班 | 小班 | | 1 | 3・11 | 2,108.39ha | | 4 | 5・8 | | 6 | 6～8・10・18・21・41 | | 8 | 9・11 | | 9 | （略） | | 10 | （略） | | 11 | （略） | | 12 | （略） | | 13 | （略） | | 14 | （略） | | 15 | （略） | | 16 | 1・2・4～14・18・22・26・27・29・30・31・.32・34～39・41・43・44・53・54・212～216・219 | | 17 | 1～3・9・21・22・24・26・27・32～35・39・42・43・48・200 | | 18 | （略） | | 19 | 6～8・16・19・20・22～25・32・34・35・37・38・40～42・51～53・65・66・200・201 | | 20 | 1～5・9・11～1~~4~~・18・20・27・31 | | 21 | 1・3・4・11～14・16～19・24～26・34・37・38・40・44・212・215～219 | | 22 | 1・4・8・9・12・14・15・18・22・25～28・30～34・38～43・45・48・55・58・60・68・70・201 | | 23 | 1～3・5～7・12～14・16・19～21・23・25・28・33・34・37・38・44・46・50・69・71～73 | | 24 | （略） | | 25 | 31・33 | | 26 | （略） | | 27 | 20・31・34・36・40・42～44・48・51・58・59・63・64 | | 28 | 7・8・15・17～19・24・25・29・30・33・35・36・52・53 | | 29 | 5・10・13・15・20～23・25・27・28・32・33・36・37・40・41・50 | | 30 | 2～14・21・23・24・27・30・201・205・211・213～218 | | 31 | 1・3～6・10・12・16・17・20～22・24・26・39・41・45～47・49・54・57・58・64・65・67・70～72・74 | | 32 | 1・3・4・6～11・22～30・32・33・45・57・59・62・64・65・70・71・73～75・74 | | 33 | 1～4・8・10・11・15・16・19・20・25・28・33・45・48・53 | | 34 | （略） | | 35 | 2～4・9～11・27・31・34・37～39・41・43～53・55・58・60～65・67～69・71・73～75・77～80 | | 36 | （略） | | 37 | （略） | | 38 | （略） | | 39 | （略） | | 40 | （略） | | 41 | （略） | | 42 | 4・12・18・32 | | 43 | 2・8・9・11・12・14・28・29・32 | | 44 | （略） | | 45 | （略） | | 47 | （略） | | 48 | 15・20・22～31・33 | | 49 | 2・6・30・35・36・38・41・42・46～49・52・54・56～65 | | 50 | （略） | | 51 | 4・18・22・33～39 | | 53 | （略） | | 54 | （略） | | 55 | （略） | | 56 | （略） | | 57 | （略） | | 58 | （略） | | 59 | （略） | | 60 | 4・7・8・33・37・54 | | 61 | （略） | | 62 | （略） | | 64 | 5・47 | | 65 | 8 | | 66 | 28・29・34～45・48・50・51・54・57・58・63・64・66・67・74・113・125～128・131～134・137・138・146・147・157・169・212 | | 67 | 9 | | 68 | 16・83 | | 70 | 15 | | 71 | （略） | | 72 | 2～6・8・10・11・14～16・18・20～23・26・27・30・40・56・60・81・98・101・103～105・123～127・214・331 | | 73 | （略） | | 74 | （略） | | 76 | 16・21・23・58・59 | | 77 | （略） | | 78 | 2・3・7～9・13・15・21・41・47・50・53・74 | | 79 | （略） | | 80 | 9・21・22・24・25・33・36・40・42～45・49・50・54・57・68・71～79・81～83・91・110・111・115・122・123・125・135・136・231・235・276・277 | | 81 | （略） | | 82 | 2～6・11・17・18・20～22・26・30・38・39・45・46・50～53・60 | | 83 | （略） | | 84 | （略） | | 85 | 1・2・12・26・43～45・49・56・61・74・75 | | 86 | 1・6・9・17・28・37・42・45・63・65・67・75・76・83・91 | | 87 | 2～4・17・20・29・36～38・52・57～59・77・78・89・91 | | 88 | 16・34～37・46・53～57・63～67 | | 89 | 3・4・22～24・26・30・45・46・68～70・90・119・127～129・131・134～137・139・160・161 | | 90 | （略） | | 91 | 5・9・32・33・35～37・47・48・55 | | 92 | 2・5・6・20・24～26・28・29・88・90・92～94・97・101・108・134・140・142・143・147～149・152・153・157・159・160・170・176 | | 93 | （略） | | 94 | 2・4・8・9・11～14・16・17・35・42・48・58・61・76・78・84～88 | | 95 | 2・4・17・18・20・27・33・35・36・38・39・43・44・46・49～51・54～61・65～68・73・76・80・81・84・85・94・99・104・105・107～111・117・118・120 | | 96 | 2・14・32・38・42・43・46・47・51・53・56・64・70・71・74・75・79・80・87・99・100 | | 97 | 1～8・14・24・26・32・35～41・44～47・50・63・69・71～74・83・88・91・92・94・95・96・98・100～102・111 | | 98 | （略） | | 99 | 5・9・10・19・23・24・31・32・34・35・39～44・65・80～82・89・113・115・118～122・124～126・138・139・151・180・185・187 | | 100 | 4・25・52・68・70・72・74～77・91・93・109・111・112・114・136・145・146・158 | | 101 | （略） | | 102 | （略） | | 103 | （略） | | 104 | 7・14・30・34・36～40・43・57・66・68・69・71・75～78・82・85・88・90・103・108・112・114～117・126・128～133・135・139・143・154・157・158・160・168・170・173・174・177・178・202～205 | | 106 | 24・27・28・30・38・40・41 | | 107 | 16・33・35・41～43・96～99 | | 108 | 10・12～14・23・31 | | 109 | 8～10・14・18・36・41・56～58・61・63・64 | | 110 | 2・32・35・56・67・70・104 | | 111 | 107～111 | | 112 | 3・11・27・36・47・49・64・67・81・82・84～86・88・90・92・99・104・106・108・110～113・117・119・127～129・133～135・137 | | 113 | 2・4・10・22・32～34・38・40・43・53・54・60・63・72～78・80・89・91 | | 114 | 1・2・4・6～8・12・13・17・18・25・28・32・34～37・39・43・49・53・55・57～63・65～67・70・72～75 | | 115 | （略） | | 116 | 77・78・80・82・111・112・114・136・140・141・143・145～148 |   別表４　鳥獣害防止森林区域   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積（ｈａ） | | 林　班 | | エゾシカ | 9・10・13・15～17・27・29～36・38～40・45・48～51・54～56・116 | 1,788.72ha |   別表５　森林法施行規則第３３条第１項ロの規定に基づく区域   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区域名 | 林班 | 面積（ｈａ） | | 中標津町東部地区 | 1～26・28～30・73・74・80～117 | 5,179.70ha | | 中標津町西部地区 | 27・31～72・75～79 | 2,464.72ha | | ・「市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官より各都道府県知事あて）」（以下、「国通知」という）記載例に基づき（）以下の項目を削除  ・令和2年度確定版森林調査簿等に基づき森林面積等を変更  ・第7期中標津町総合発展計画に基づく変更  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第２の１の（１））  ・国通知及び地域森林計画の改正に基づく追加  （国通知記載例、地域森林計画第２の１の（１））  ・地域森林計画の改正に基づく追加  （地域森林計画第２の１の（１）  ・誤記の修正  ・地域森林計画と表現を統一  （地域森林計画第３の１の（２））  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の１の（１））  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の１の（３））  ・希少鳥類の生息・生育環境の保全について追加  ・国通知に基づく変更  （国通知第１の１の（２）及び記載例）  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の２）  ・地域森林計画の改正基づく変更  （地域森林計画第３の２の（１））  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の２の（２））  ・国通知及び地域森林計画の改正に基づく変更  （国通知記載例及び地域森林計画第３の２の（３））  ・中標津町公用文規程に基づく見出し番号の修正  （中標津町公用文規程第９条第１項）  ・誤記により修正  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の３の（１））  ・防風林施業について追加  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の３の（２））  ・項目整理  ・中標津町公用文規程に基づく見出し番号の修正  （中標津町公用文規程第９条第１項）  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の４の（２））  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の４の（１））  ・令和2年度確定版森林調査簿等に基づく集計の変更  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の６の（１））  ・誤記の修正  ・令和2年度確定版森林調査簿等に基づく集計の変更  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の６の（１））  ・誤記の修正  ・中標津町公用文規程に基づく見出し番号の修正  （中標津町公用文規程第９条第１項）  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の５の（２））  ・開設済の為削除  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第６の４の（１））  ・項目の整理  ・誤記の修正  ・文言の修正及び追加  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の６の（４））  ・地域森林計画の改正に基づく変更  （地域森林計画第３の６の（５））  ・中標津町公用文規程に基づく見出し番号の修正  （中標津町公用文規程第９条第１項）  ・誤記の修正  ・中標津町公用文規程に基づく見出し番号の修正  （中標津町公用文規程第９条第１項）  ・国通知の記載例に基づく項目追加  ・中標津町公用文規程に基づく見出し番号の修正  （中標津町公用文規程第９条第１項）  ・令和2年度確定版森林調査簿等に基づく集計の変更  ・町内全域を対象区域に追加  ・森林経営計画に基づく修正 |